

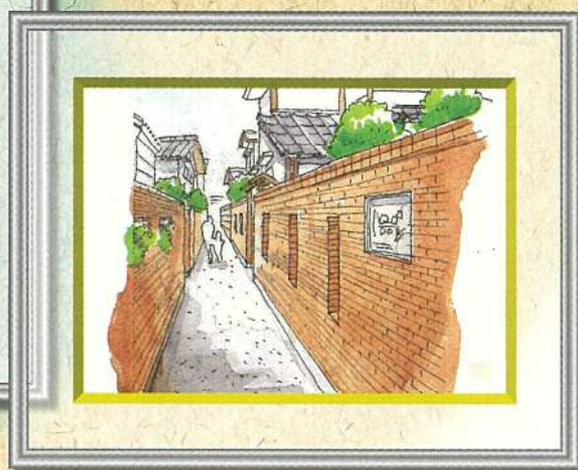
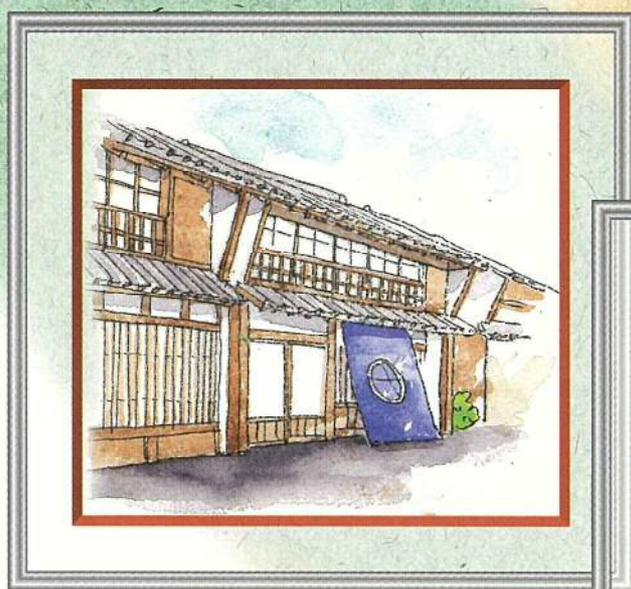
時代を超えて歴史を受け継ぐ心を持ち続けるまち

見付地区景観形成ガイドプラン

知る

考える

造る



磐田市

はじめに

このガイドプランは、歴史の趣が感じられる町並みを形成するための一つの方法として、「磐田市見付地区景観形成モデル事業補助金交付要綱」における見付地区景観形成基準を補完する内容としてまとめたものです。

補助金の制度を有効に活用して、町並みづくりに参画されることを期待しています。

◎ガイドプランの目指すもの

見付本通は、江戸期に東海道の宿場町として形成され、以後、商業の町として商家が軒を連ねてきましたが、現在では商業と住居が混在する町に移行しました。長い歴史の中で形成された町並みは、街路拡幅整備により近代的な町並みへと変化しましたが、そこには見付のもつ歴史性が生かされない景観を見せています。

一方、町中に点在する歴史的建築物は、時代の変化と共に本来の役割が薄れ、保全や修復されない建物が増えている状況にあります。今、このままの状態を放置すれば、朽ち落ちて取り壊される状況にあり、見付にとって貴重な歴史財を失うこととなります。

本ガイドプランの目指すものは、大別すれば次の2つとなります。

- 見付の歴史性を生かした町並み景観の形成を図るため、地区住民に理解を求めると共に、景観形成の誘導を図ることを意図する。
- 見付に残る貴重な歴史財を後世に継承するため、所有者だけでなく市民にも参画を求め、具体的な方法を見出すことを意図する。

補助金の交付を
受ける際の
取決めをまとめた
ものです

モデル事業補助金交付要綱の概要

市長は、見付地区の歴史の趣が感じられる景観の形成を図るため、見付地区景観形成モデル事業を実施するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

(注)

- ・景観形成重点地区
町並みの景観形成のために重点的に整備する見付本通線沿線及び当該沿線に接続する小路の周辺をいう。
- ・歴史的建築物
昭和初期までに建てられた建築物で、町並みの景観に寄与しているものと認められる建築物をいう。

(補助の対象)

補助の対象となる経費は、景観形成重点地区において補助事業を実施するものが行う次に掲げる工事等に要する費用とする。

- ・歴史的建築物の修理であって、原則として次に掲げる修理基準に適合するもの
- ・歴史的建築物以外の建築物並びに工作物及び屋外広告物等の修景であって、原則として次に掲げる修景基準に適合するもの
- ・その他市長が町並みの景観に寄与すると認めるもの

昔の町並みと今に残る歴史的建築物

古い歴史をもつ見付の町は、時代が重層した特徴ある地域で多くの歴史財や文化が蓄積されており、それらの要素を景観の中に表現することにより、歴史を受け継ぐ町並みとなります。



見付を代表する旧見付学校



古い中にも歴史を受け継いでいる町並み



歴史を物語る木造民家

町並みづくりへの取組みと成果

これまで、地区住民有志の皆さんから、見付本通に面する歩道やポケットパークの公共整備に、貴重な意見をいただきました。それに沿って整備された事例を紹介します。



見付宿東入り口の看板



見付宿木戸(東)



西坂の梅塚



東の梅塚

町並みづくりの視点

見付地区住民の有志で構成する「見付地区景観づくりの会」では、見付らしさとは『時代を超えて歴史を受け継ぐ心を持ち続けるまち』と定義して、

千年の時を超えた歴史の重なりの中に、現代に受け継がれた有形・無形の歴史財や伝統文化を顕在化しつつ、それらと調和した現代にふさわしい町並み景観の創出を目標に定め、住民自らが“守り・育み・創造”して、見付の魅力を高める地区景観の形成を基本的考え方とする。

としています。

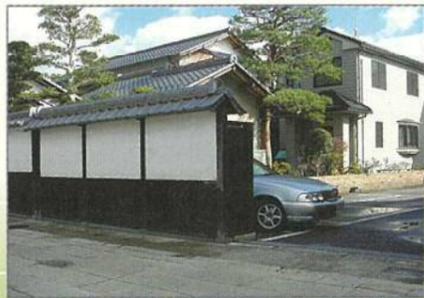
そして、基本的考え方を実現化するための方針として、次の5項目を骨格に据えました。

- ① 歴史を受け継ぎ、現代に活かす本通の町並み景観の形成
- ② 歴史財のイメージアップと活用による景観形成
- ③ 小路を活かした歴史財のネットワークによる景観形成
- ④ 親しみやすく気持ちよい水辺空間の景観形成
- ⑤ 緑地・古木の保全による潤いのある景観形成



景観形成ガイドプラン

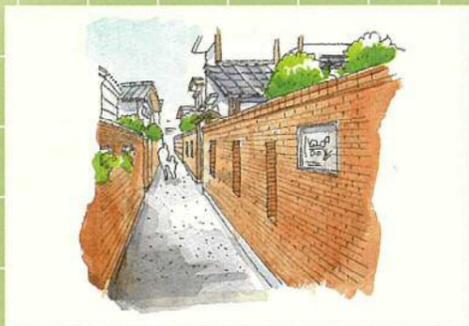
見付地区景観形成基準に沿って、〈修理〉・〈修景〉を図る場合の手掛かりとして、ヒントやイメージを集めてみました。街路、建築物、工作物（門・塀・垣根）、屋外広告物等の4要素を対象としています。



町並みに配慮した駐車場

街路に解放された駐車場は、町並みの連続性を断ち切り、景観形成にそぐわないものです。

出入口を除いた部分を塀・生垣などで囲い、車を見せない配慮が望ましいでしょう。また、小規模な駐車場で囲いが困難な場合には、石畳を敷くなどの路面を工夫することによって、趣のある景観を演出することができます。

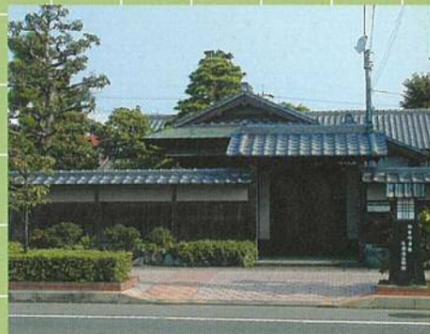


多門小路の修景例

現存する17の小路には歴史の由来をもつ名称が付けられてはいるものの、それを生かした景観が形成されていません。小路の奥に佇む歴史財への誘導を考えることは、見付の歴史に光をあてることにも通じます。



修理の必要な土蔵
見付にも多く見られます。



歴史の趣が感じられる門と塀

道路と敷地を区分する門・塀・生垣は、それらによって町並みの印象が大きく変わる大事な要素です。

本通に面する部分は、「東海道見付宿」を意識した景観の演出が望ましいでしょう。



木製の看板

見付の宿場町としての歴史を意図した彩りと賑わいを演出する看板や暖簾には、デザイン・素材・色彩・文字に工夫をこらし、大きさ・取付方法などに共通のルールを設定して、町全体として統一感のあるものに修景していくことが望ましいでしょう。

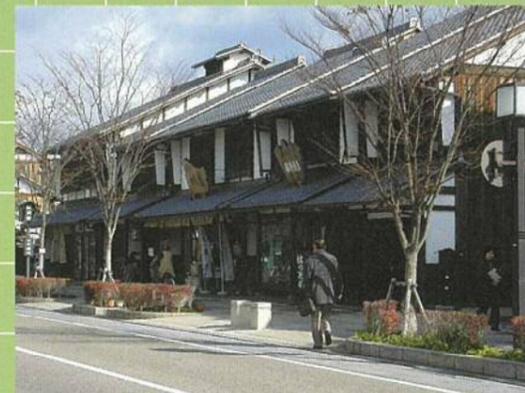


自然の風合いを生かした暖簾



修景イメージ 景観に配慮した和風建築が並び、本通の修景イメージです。

歴史にみる見付の町並みは、軒下空間をもっており、陰影のある建築物が連続して立ち並んでいました。〈修景〉に際しては、歴史にならった奥行と間を感じる町並み形成のために、建物を道路から後退させて、軒の出を深くすることが必要な方策の一つとなります。



建物の後退と深い軒の出

平入りで形態の揃った町並み

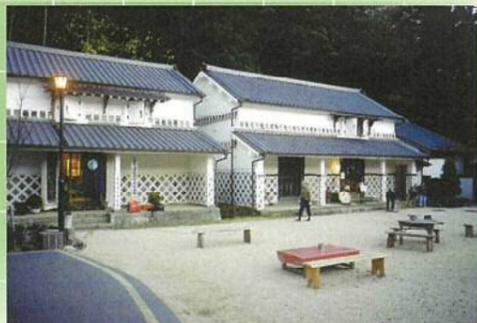
和風の建築物を主体とする町並みを図る場合は、軒や棟が街路と平行になる「平入り形式」の屋根形態とすることが、隣接する建物間の隙間をなくし、町並みの連続性を誘導することになります。

加えて軒の高さを揃えることは、連続性の効果をより促します。



軒の高さの揃った町並み

記念館に活用した事例（彦根市）



豆腐料理とギャラリーに活用した事例（岡部町）

歴史のもつ景観要素を生かす

建物を新築・増築・改築または改修する場合は、歴史的建築物のもつ景観要素を現代に生かすべく、置換・創造することが肝要であり、それにより歴史性も継承されます。
次の図は、参考にしたい歴史的建築物の様式・デザインの部分です。



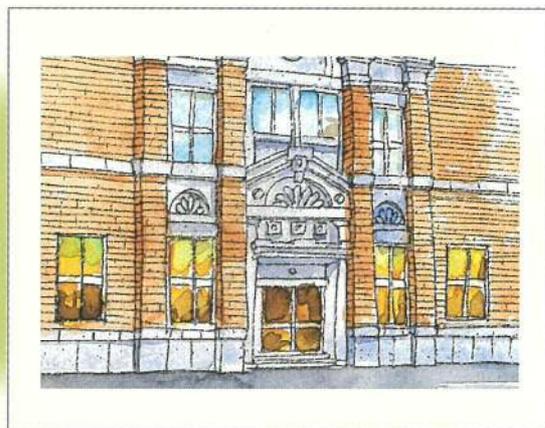
袖うだつ

本来は延焼を防ぐものですが、大正以後は飾りとしての意味が強くなりました。



手摺り格子

格子は、さりげなく内と外を光と陰でつなげる趣のある日本文化の妙といえます。



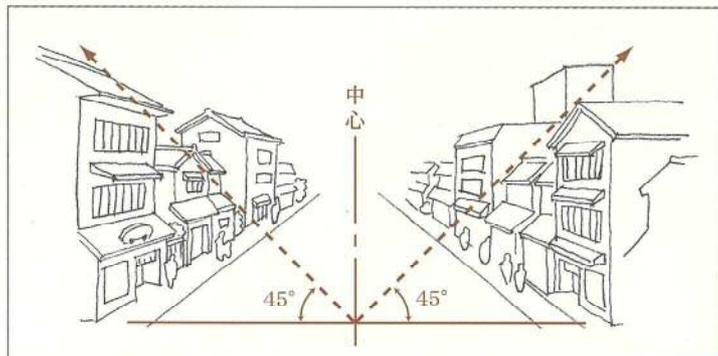
レンガと石の装飾

景観の形成では、外壁には自然素材を使用することが基本とされますが、明治以降の洋風建築物の意匠も考慮しています。
(外壁素材例：しっくい・レンガ・タイル・石・木)

町並みづくりのルール

街路に面する建築物の高さや軒の高さを一定に揃えることで、町並みに統一感が生まれます。

道路巾との関わりを考慮した場合、道路中心の地盤面より45度の角度以内に建物の高さを抑えることが望ましいと考えています。



歴史の趣が感じられる町並みを形成するためには、屋根の形態を平入りとし、自然の素材を使用することで町に品格が生まれます。



景観形成基準

修理や修景に
関した基準を
示しています

1 修理基準

主として現状の外観を維持するための修復
現状の傷みが著しい部分の修復
歴史的建築物の特性に合わない改変がみられる部分の復元
前3号の修復等に伴う構造補強

2 修景基準

項 目		景 観 対 する 配 慮	
共 通 事 項	地 区	原則として、見付本通線に面しているものとする。	
	修景範囲	外壁にあつては、見付本通線に面する部分及び見付本通線に面する外壁面より1.8m以内を補助の対象とする。(角地においては、見付本通線に面する部分及び公道に面する部分を補助の対象とする。)	
建 築 物	用 途	風俗店、遊戯店等は補助の対象としない。	
	形 態	勾配のある屋根をつける。 平入りを基本とする。 1階部分に軒庇を設ける。	
	意 匠	和風を基本とし、和風以外の場合は歴史の趣が感じられるものとする。	
	高 さ	道路に面する部分は3階以下(10m以内)とし、それを超える部分は道路中心の路面より45度の斜線以内とする。	
	後 退	道路境界より1階部分を1m以上後退させる。 ただし6m以上後退する場合は町並みに配慮した方策を講ずる。 後退した前面空地の床面は、町並みと調和した仕上げとする。	
	素 材	次に掲げる自然素材を基本とする。 屋根：日本瓦・銅板・金属板等 外壁：しっくい・レンガ・タイル・石・木(防火適合材)等	
	色 彩	原色を避け、町並みに調和する落ち着いた色調とする。	
	そ の 他	格子などにより歴史の趣が感じられる工夫を施す。 設備器具は道路等から容易に望見できる部分が露出しないようにする。 やむを得ず露出する場合は、壁・格子等で覆うなど建築物全体に調和したものとする。	
工 作 物	垣・塀・門	形態・素材等	木・竹・石・土製などとし、歴史の趣が感じられるものとする。 ネットフェンス・コンクリートブロックは対象としない。
屋外広告物等	看 板	素材・意匠 色 彩 等	木製を基本とし、和風のデザインとする。 彩度の低いものを基調とし、町並み景観に調和した色彩とする。 屋上の広告塔、窓面利用の広告、ネオンサイン類等は対象としない。
	のれん (店舗の場合)	素材・色彩等	布を基本とし、歴史の趣が感じられるものとする。
	ベンチ・イス等	素 材	自然素材を基本とする。

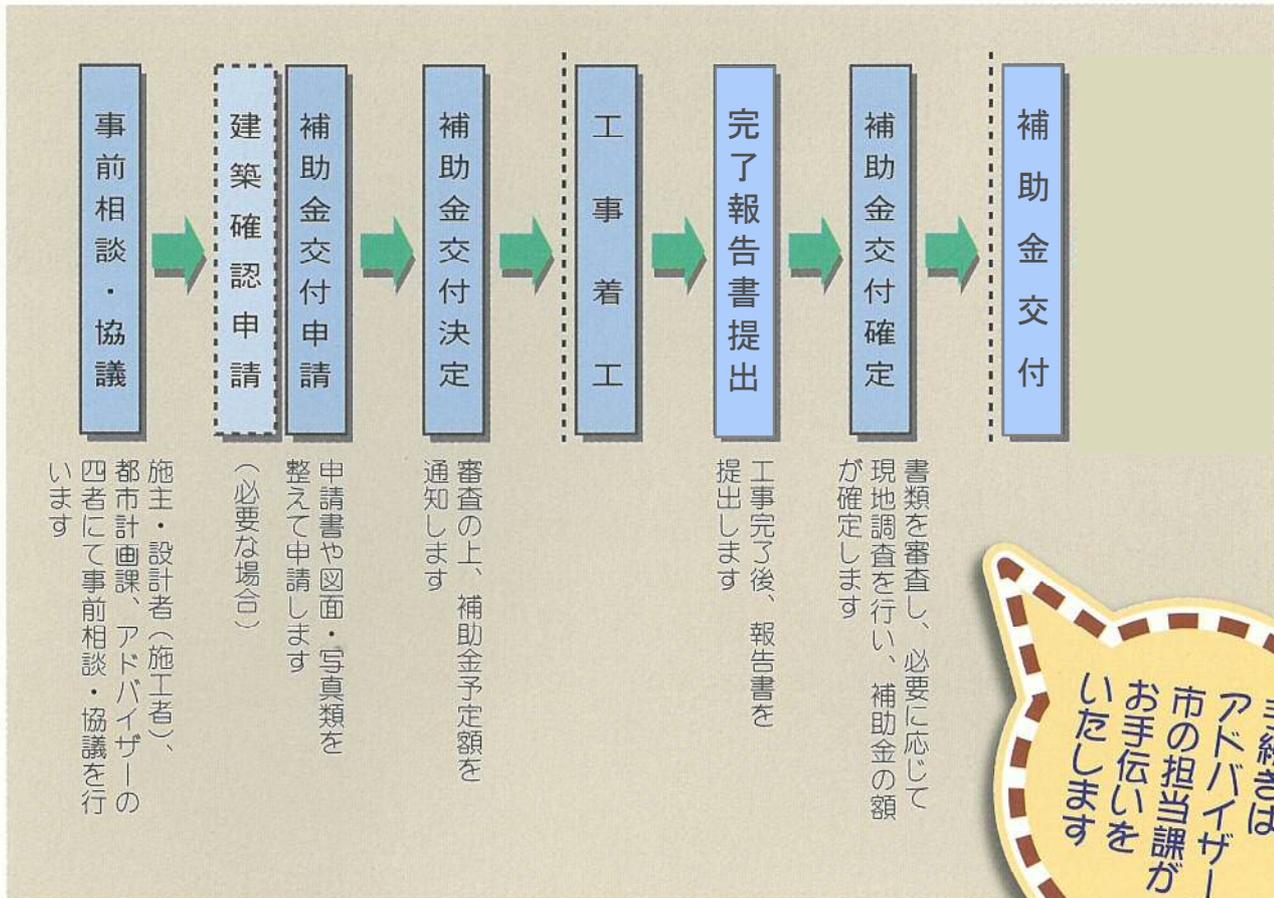
(注) 風俗店、遊戯店等とは、キャバレー、ナイトクラブ、カラオケ、パチンコ、射的場、ダンスホールを営む店舗をいう。

補助金一覧表

補 助 の 対 象			補 助 率	補 助 限 度 額
修 理	歴史的建築物	修理に要する経費	1/2以内	300万円
修 景	建 築 物	新築、増築、改築、修繕又は模様替について、歴史の趣が感じられる建築物とするもので、その外観の工事に要する経費	1/3以内	100万円
		歴史の趣が感じられる建築物の前面空地を修景する場合の経費	1/3以内	20万円
	工 作 物	周囲の景観に調和した工作物の築造に係る工事費のうち、外観に係わる経費	1/3以内	50万円
	屋外広告物等	歴史の趣が感じられる景観に調和させるための設置又は改修に係る経費	1/3以内	30万円

(注) 修景における補助金の合計額は150万円以内とする。

補助金交付申請書手続きフローチャート



事業担当課

磐田市役所 建設部
 都市計画課 都市計画グループ

〒438-8650
 静岡県磐田市国府台3-1
 電話 (0538) 37-4907
 FAX (0538) 36-2459